平成３０年（再イ）第２１号
広島県安芸郡海田町蟹原２丁目２番13号
再生債務者　香川　勇太
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月21日から平成30年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第３号
徳島県三好市池田町白地本名50番地７
再生債務者　大西　欣美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月28日から平成30年６月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（再イ）第５号
愛媛県新居浜市政枝町１丁目４番45号
再生債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年６月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（再イ）第４２号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1913番地11
再生債務者　長家　洋典
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（再ロ）第６号
東京都八王子市下恩方町274番地16
再生債務者　舘野　利昭
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（再イ）第１５号
静岡県富士市中里1262番地の２　飯島借家西
再生債務者　内山　成功
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年６月１日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成３０年（再イ）第３１号
静岡県磐田市下本郷266番地67
再生債務者　川手麻友美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成３０年（再イ）第１８号
北九州市八幡東区前田２丁目３番20号
再生債務者　高山　是利
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第３号
佐賀県唐津市桜馬場1346番地２
再生債務者　福田　純一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（再イ）第１号
宮崎県延岡市土々呂町２丁目674番地83
再生債務者　星山　昭博
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（再イ）第２号
宮崎県延岡市土々呂町２丁目674番地83
再生債務者　星山　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（再イ）第２７号
北九州市若松区高須南３丁目１番１―503号
再生債務者　岸本　翔馬
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第１４号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目25番30―1002号
再生債務者　清家　忠幸
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第３０号
北九州市八幡西区南八千代町９番３―502号
再生債務者　川崎　茂樹
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第３１号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目25番30―1002号
再生債務者　清家　典子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第３９４号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―1014号
再生債務者　大原みつ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第４４４号
福岡県筑紫野市大字原555番地11
再生債務者　村上　四季
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部